

精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月17日四国旅客鉄道株式会社公告第6号）の一部を改正し、2026年3月14日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 288 667 320">(前略)</p> <p data-bbox="159 376 286 408">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 419 1111 491">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="174 502 1111 624">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とします。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="577 676 680 708">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 288 1662 320">(前略)</p> <p data-bbox="1153 376 1281 408">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1137 419 2105 491">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="1169 502 2105 624">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とします。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="1601 676 1704 708">(以下略)</p>